

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、「総則、国民の責務」からでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、廃棄物処理法で「国民の責務」として規定されていない事項はどれか。

- (1) 廃棄物の排出を抑制すること。
- (2) 再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。
- (3) 廃棄物を分別して排出すること。
- (4) 生じた廃棄物をなるべく専門の業者に処理委託すること。
- (5) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。

【解説】

法第2条の3では、「国民の責務」として次のように規定されている。

第2条の3国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

これは、平成3年の改正の時に追加された条文であり、それまで廃棄物処理法では「国民の責務」は規定されていなかった。

前述の正しい条文と比較すれば一目瞭然であるが、選択肢で間違っているのは(4)で「専門の業者に処理委託」ではなく「自ら処分」である。

しかし、現実を考えると、堆肥にならない廃棄物を土に埋めることは、第16条の不法投棄、また、焼却炉もないところで焼却すれば第16条の2の「野焼き」として、違法行為となる。

郡部では「生ゴミの堆肥化」等は家庭(個々の国民)でも可能であろうが、都市部では文言とおりの「なるべく自ら処分すること」は困難になっているのが現状である。

正解(4)

この問題とした「総則」は、語弊はあるかも知れませんが、まあ、あまり実務には関係しないかもしれない。でも、こういった「理念」を知っているのと、知らないのでは廃棄物処理法に対する姿勢が違ってくるように思っています。頭の片隅にでも置いておいて損は無いですよ。では、次は処理業者さんにとっては、とても実務的な問題にしてみまじょうか。

Q、次のうち、産業廃棄物処理業の許可について誤っているものはどれか。

- (1) 産業廃棄物処理業の許可は、5年(優良性の評価を受けた業者は7年)ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) 産業廃棄物処理業の更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

～廃棄物処理問題～

- (3) 産業廃棄物処理業の許可には、産業廃棄物の収集を行うことができる区域を定めることができる。
- (4) 産業廃棄物処理業の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- (5) 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を行わなければならない。

【解説】

(3) の収集区域を定めることについては、一般廃棄物処理業の許可では規定されているが、産業廃棄物処理業の許可では規定されていないので誤り。

正解 (3)

この問題は、特に一般廃棄物処理業の許可も取得している方は「どれも正しいんじゃないの?」と思われたかもしれません。なので、補足で一般廃棄物と産業廃棄物の条文をご紹介しますおきましょう。

(一般廃棄物処理業)

第七条

1 1 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(産業廃棄物処理業)

第十四条

1 1 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

と、まあ、このように一般廃棄物処理業許可には「収集を行うことができる区域を定め」とありますが、産業廃棄物にはこの文言が入っていませんね。

一般廃棄物の場合、実際にA市とB町の合併がありC市になった時などは、一般廃棄物処理業の許可のエリアとして「旧B町地域に限る」としている許可も時折見られます。

産業廃棄物の許可は「栃木県小山市に限る」という許可は無いってことになりますね。

では、今回の宿題は、「エリア」も含めて処理業許可の複合問題を。



宿題Q

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可に関し正しいものには○、間違っているものには×を付けなさい。

- a A県で産業廃棄物収集運搬業の許可を受ければ、B県でも産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。
- b A県で産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含む）の許可を受ければ、A県内の廃棄物処理法政令市でも産業廃棄物の収集運搬（積替保管を含む）を業として行うことができる。
- c 産業廃棄物処分業の許可を受けるためには、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の許可を受けていなければならない。
- d 特別管理産業廃棄物処分業の許可を受ければ、特別管理産業廃棄物の排出事業者であっても特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなくてもよい。
- e 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、(普通の) 産業廃棄物を扱う場合でも、改めて(普通の) 産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。